

上毛町立中学校の部活動に係る指針



令和元年5月
上毛町教育委員会

目 次

1 指針策定の趣旨	・・・ 1
(1) 背景	
(2) 本指針の方向性	
2 適切な運営のための体制の整備	・・・ 1
(1) 部活動の組織と運営	
(2) 入部・退部・転部に当たっての配慮	
(3) 学校部活動活動方針の策定	
(4) 指導・運営に係る体制の構築	
3 合理的でかつ効果的・効率的な活動の推進	・・・ 2
(1) 適切な指導の実施	
(2) 体罰のない部活動指導	
4 バランスのとれた部活動の運営	・・・ 3
5 活動環境の整備	・・・ 4
(1) 地域との連携等	
6 学校単位で参加する大会等の見直し	・・・ 4
7 生徒の健康・安全を考慮した活動の実施	・・・ 4
8 取組の推進	・・・ 5

1 指針策定の趣旨

(1) 背景

- 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いものであり、学習指導要領には次のように示されている。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(※中学校学習指導要領(平成29年7月文部科学省)総則第1章第5の1のウより抜粋)

- 学校は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

(2) 本指針の方向性

- 本指針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月スポーツ庁)」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月文化庁)」、「福岡県運動部活動の在り方に関する指針(平成30年12月福岡県教育委員会)」を参考にして、本指針を策定するものである。
- 本指針は、生徒の健康や安全面に配慮して、バランスのとれた活動とするものとする。
- 学校は、本指針を踏まえて、部活動での指導の在り方、運営方法等について再検討し、改善すべき点は速やかに改善する。
- 本指針は、運動部活動と文化部活動ともに適用するものとする。
- 学校は、生徒のバランスのとれた健全な成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指して本指針の適切な運用を図るものとする。

2 適切な運営のための体制の整備

(1) 部活動の組織と運営

- 校長は、学校における適正な部活動を運営するために、校務分掌に適切に位置付け、指導・運営に係る体制の構築を図る。
- 校長は、災害等に係る大会の中止並びに延期の判断については、福岡県並びに京築地区の中体連等の規定に則り対応する。

(2) 入部・退部・転部に当たっての配慮

- 部活動の入部・退部・転部については、生徒・保護者に寄り添い、生徒・保護者の意向を尊重しながら、生徒の自己実現が図れるよう配慮する。

(3) 学校部活動活動方針の策定

- 校長は、本指針に則り、毎年度「部活動基本方針」を策定し、顧問は、「部活動年間活動計画（活動日・場所、休養日及び大会参加日等）」等を策定し、各家庭に向けて、保護者説明会等を利用するなど、適切な機会を通じて周知する。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、外部指導者（※1）、部活動指導員（※2）の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- 校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導を行う。

※1 外部指導者（外部コーチ）
 中学校の部活動の活性化を図るため派遣され、顧問教員を支援する立場で生徒の実技指導を担当する。

※2 部活動指導員（現段階では未配置）
 非常勤嘱託員として、中学校の部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする。

3 合理的でかつ効果的・効率的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

- 運動部活動の実施に当たっては、スポーツ庁が平成30年3月に作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動に

おける安全対策等) 及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。文化部活動についてもこれと同様とする。

- 運動部活動においては、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要とされており、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
- 部活動指導においては、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。
- 運動部活動においては、中央競技団体（日本スポーツ協会、各競技団体、中体連）等が作成する指導手引き等を積極的に活用する。
- 運動部活動においては、専門的知見を有する保健体育担当の教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や特性など、成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- 文化部活動に関しても、長時間の活動により、生徒の心身が疲弊することがないように、活動計画に基づき、休養日を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう計画的・効率的な指導を行う。

(2) 体罰のない部活動指導

- 体罰は、学校教育法において禁止されており、教員等は生徒への指導に当たり、いかなる場合にも、身体に対する侵害、肉体的・精神的な苦痛を与える懲戒は体罰であり、行ってはいけない。

4 バランスのとれた部活動の運営

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ① 各学期期間中は、週当たり少なくとも2日の休養日を設ける。平日は少なくとも1日（月曜日）、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日休養日とする。
週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、事前に振替日を生徒・家庭に周知する。
- ② 長期休業期間中の休養日の設定は、各学期期間中に準じた扱いを行う。
また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多

様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- ③ 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（各学期期間中の週末を含む）は3時間程度とし、学校行事、種目・活動等の特性、地域行事等を考慮しつつ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。（平日は夏季 18:30 まで、冬季 18:00 まで）

- 校長は、本方針に則り、部活動の休養日及び活動時間を把握するとともに、保護者説明会等を利用するなど適切な機会を通じて周知する。また、部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

5 部活動環境の整備

（1）地域との連携等

- 校長は、生徒のスポーツ・文化的な活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて地域の関係団体との連携、民間事業者の活用、保護者の協力等により、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、部活動環境の整備を推進する。
- 校長は、学校と地域・保護者が共に教育、部活動の環境の充実を支援するパートナーという考えを持ち、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を得られるようにする。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、部活動の教育的意義や、生徒・家庭・顧問の負担が過度にならないよう考慮して、年間の参加する大会等を精査する。

7 生徒の健康・安全を考慮した活動の実施

（1）熱中症等の予防

- 校長及び部顧問、活動指導員等は運動部活動中にWBGT（暑さ指数）が31℃を上回った場合は、水分補給や塩、適切な休憩の設定など熱中症予防の措置をとる。
- 練習試合等のために、学校外で活動する場合は生徒の健康・安全を最優先に考え、他校の部顧問と協議する。
- 気象情報を把握し、猛暑や落雷等の自然災害が予想される場合は早めに中止の判断をする。

（2）部活動における事故防止

- 生徒の実態（体力や技能等）に即した指導を行う。

- 施設・用具などの日々安全点検を徹底し、異常がある場合は速やかに適切な処置を施す。
- 活動開始前に健康観察を実施し、活動終了後は下校時の安全について指導する。
- 活動中は常に生徒に声をかけるとともに、活動の場の安全確認を徹底する。
- 事故発生時には、複数で迅速かつ適切な初期対応に万全を期す。

8 取組の推進

教育委員会は、本指針に示す上毛町立中学校の部活動に係る取組について、取組状況を把握するとともに、必要に応じて学校に指導・助言を行うものとする。

－参考資料－

- ・ 中学校学習指導要領
- ・ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について（平成 30 年 3 月スポーツ庁）
- ・ 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 12 月文化庁）
- ・ 運動部活動での指導のガイドライン（平成 25 年 5 月文部科学省）
- ・ 福岡県運動部活動の在り方に関する指針（平成 30 年 12 月福岡県教育委員会）